

# 特定技能制度 分野横断まとめ

～新たな分野と業務区分の変更点～

## 【目次】

1. 特定技能制度の見込み数の変更

2. 産業分野の追加

3. 技能実習からの移行

4. 受入れ要件 まとめ



# 1. 特定技能制度の見込み数の変更



# 特定技能制度の受入れ見込数の再設定（令和6年3月29日閣議決定）

## 受入れ見込数の再設定

- 特定技能制度の運用に関する基本方針（閣議決定）において、「分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない。」と定め、分野別運用方針（閣議決定）において、分野ごとの受入れ見込数を記載。
- 制度開始時に設定した、令和元年度から5年間の受入れ見込数の期限が、令和5年度末に到来。
- 令和6年3月29日、各分野の人手不足状況等を踏まえ、令和6年4月から5年間の受入れ見込数を設定（関係閣僚会議決定・閣議決定による分野別運用方針の変更）。

## 受入れ見込数の算出方法

- 各分野において、5年後（令和10年度）の産業需要等を踏まえ、以下の計算で算出。

**新たな受入れ見込み数**

$$\text{受入れ見込数} = \text{5年後の人手不足数} - (\text{生産性向上} + \text{国内人材確保})$$

## 令和6年4月からの受入れ見込数等

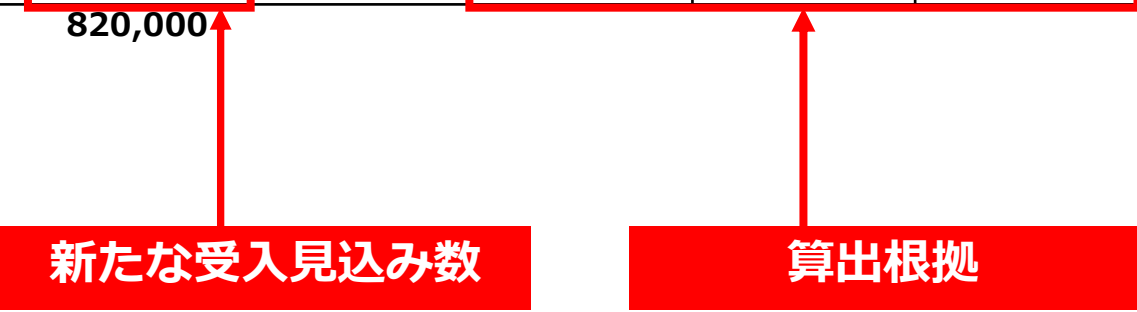
	介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・舶用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業	自動車運送業	鉄道	林業	木材産業	合計
特定技能1号在留者数 (令和5年12月末現在：速報値)	28,400	3,520	40,069	24,433	7,514	2,519	632	401	23,861	2,669	61,095	13,312					<b>208,425</b>
制度開始時の受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	9,000	34,000	53,000					<b>345,150</b>
令和5年度末までの受入れ見込数 (※1)	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500	6,300	87,200	30,500					<b>345,150</b>
<b>令和6年4月から5年間の受入れ見込数 (※2)</b>	<b>135,000</b>	<b>37,000</b>	<b>173,300</b>	<b>80,000</b>	<b>36,000</b>	<b>10,000</b>	<b>4,400</b>	<b>23,000</b>	<b>78,000</b>	<b>17,000</b>	<b>139,000</b>	<b>53,000</b>	<b>24,500</b>	<b>3,800</b>	<b>1,000</b>	<b>5,000</b>	<b>820,000</b>

※1 コロナ禍の影響による大きな経済情勢の変化を踏まえ、令和4年8月に見直した受入れ見込数。

※2 受入れ見込数が増加することを踏まえ、受入れ機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与することが当該機関の責務であること等を明記（基本方針に追記）。

省庁	分野名	受入れ見込み数	今後 ➔	受入れ見込み数	※算出根拠	+ - -				
						人手不足数	生産性向上	国内人材確保		
厚労省	介護	50,900		135,000		227,000	47,000	45,000		
	ビルクリーニング	20,000		37,000		98,000	36,000	25,000		
経産省	工業製品製造業	49,750		173,300		424,300	157,900	93,100		
国土交通省	建設	34,000		80,000		240,000	150,000	10,000		
	造船・舶用工業	11,000		36,000		64,000	16,000	12,000		
	自動車整備	6,500		10,000		28,000	11,000	7,000		
	航空	1,300		4,400		14,100	2,100	7,600		
	宿泊	11,200		23,000		74,000	24,000	27,000		
	自動車運送業			24,500		288,000	143,000	121,000		
	鉄道			3,800		18,400	1,300	13,200		
農林水産省	農業	36,500		78,000		328,000	250,000	0		
	漁業	6,300		17,000		61,000	36,000	8,000		
	飲食料品製造業	87,200		139,000		210,000				
	外食業	30,500		53,000		253,000	157,000	43,000		
	林業			1,000		20,000	15,000	4,000		
	木材産業			5,000		57,000	44,000	8,000		
				820,000						

根拠資料 <https://www.moj.go.jp/isa/content/930004960.pdf>



## 2. 産業分野の追加



# 特定産業分野及び業務区分一覧

【旧制度】

	分野	1. 人手不足状況	2. 人材基準		3. その他重要事項	雇用形態
		受入れ見込数 (5年間最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務	
厚労省	介護	50,900人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (上記に加えて) 介護日本語評価試験	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） (注)訪問系サービスは対象外  〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	20,000人	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・建築物内部の清掃  〔1業務区分〕	直接
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	49,750人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理  〔3業務区分〕	直接
国交省	建設	34,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備  〔3業務区分〕	直接
	造船・船用工業	11,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て  〔6業務区分〕	直接
	自動車整備	6,500人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務  〔1業務区分〕	直接
	航空	1,300人	特定技能評価試験 (航空分野：空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等） ・航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）  〔2業務区分〕	直接
	宿泊	11,200人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供  〔1業務区分〕	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験 (耕種農業全般、畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）  〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁業	6,300人	漁業技能測定試験 (漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（種）・処理、安全衛生の確保等）  〔2業務区分〕	直接 派遣
	飲食品製造業	87,200人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・飲食品製造業全般（飲食品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生）  〔1業務区分〕	直接
	外食業	30,500人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）  〔1業務区分〕	直接

# 特定産業分野及び業務区分一覧

**【新制度】**



	分野	1. 人手不足状況	2. 人材基準		3. その他重要事項	雇用形態
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外  〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃  〔1業務区分〕	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器 ・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷 ・製本 ・繊維製品製造 ・縫製  〔10業務区分〕	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (N4以上)	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備  〔3業務区分〕	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等		・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器  〔3業務区分〕	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務  〔1業務区分〕	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)  〔2業務区分〕	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供  〔1業務区分〕	直接
	自動車運送業(※)	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (N4以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者  〔3業務区分〕	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等	※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験 (N3以上)	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士)  〔5業務区分〕	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)  〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(種)・処理、安全衛生の確保等)  〔2業務区分〕	直接 派遣
	飲食料品製造業	139,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (N4以上)	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保)  〔1業務区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)  7 〔1業務区分〕	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等)  〔1業務区分〕	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等  〔1業務区分〕	直接

※自動車運送業分野については、分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。





1 農業関係（2職種6作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
耕種農業	施設園芸	農業（耕種農業全般）
	畑作野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業（畜産農業全般）
	養鶏	
	酪農	

2 漁業関係（2職種10作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業（漁業）
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
	棒受網漁業	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業（養殖業）

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）			
さく井	パーカッション式さく井工事	建設（土木）			
	ロータリー式さく井工事				
建築板金	ダクト板金	建設（建築）		建設（ライフライン・設備）	
	内外装板金				
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	建設（ライフライン・設備）			
建具製作	木製建具手加工	建設（建築）			
建築大工	大工工事	建設（建築）			
型枠施工	型枠工事	建設（土木）		建設（建築）	
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設（土木）		建設（建築）	
とび	とび	建設（土木）	建設（建築）	造船・船用工業（造船）	
石材施工	石材加工	建設（建築）			
	石張り				
タイル張り	タイル張り	建設（建築）			
かわらぶき	かわらぶき	建設（建築）			
左官	左官	建設（建築）			
配管	建築配管	建設（ライフライン・設備）		造船・船用工業（造船）	造船・船用工業（船用機械）
	プラント配管			造船・船用工業（船用電気電子機器）	
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設（ライフライン・設備）			
内装仕上げ施工	プラチック系床仕上げ工事	建設（建築）			
	カーベット系床仕上げ工事				
	鋼製下地工事				
	ボード仕上げ工事	建設（建築）			
カーテン工事	カーテン工事				
サッシ施工	ビル用サッシ施工	建設（建築）			
防水施工	シーリング防水工事	建設（建築）			
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設（土木）		建設（建築）	
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事	建設（土木）			
表装	壁装	建設（建築）			
建設機械施工	押土・整地	建設（土木）			
	積込み				
	掘削				
	締固め				
築炉	築炉	建設（建築）			

技能実習 2号移行対象職種と特定技能 1号における分野（業務区分）との関係について

4 食品製造関係（11職種19作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工・安全衛生)
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工 食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
非加熱性水産加工 食品製造業	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
	調理加工品製造	
	生食用加工品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
	牛豚精肉商品製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工・安全衛生)
パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業

5 繊維衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）	
紡績運転	前紡工程	工業製品製造業（紡織製品製造）	
	精紡工程		
	巻糸工程		
	合ねん糸工程		
織布運転	準備工程		
	製織工程		
	仕上工程		
染色	糸浸染		工業製品製造業（縫製）
	織物・ニット浸染		
ニット製品製造	靴下製造		
	丸編みニット製造		
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造		
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製		
紳士服製造	紳士既製服製造		
下着類製造	下着類製造		
寝具製作	寝具製作		
カーペット製造	織じゅうたん製造	工業製品製造業（紡織製品製造）	
	タフテッドカーペット製造		
	ニードルパンチカーペット製造		
帆布製品製造	帆布製品製造	工業製品製造業（縫製）	
布はく縫製	ワイシャツ製造		
座席シート縫製	自動車シート縫製		

技能実習 2号移行対象職種と特定技能 1号における分野（業務区分）との関係について

職種名	作業名	分野（業務区分）						
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	工業製品製造業（機械金属加工）			造船・船用工業（船用機械）			
	非鉄金属鋳物鋳造							
鍛造	ハンマ型鍛造	工業製品製造業（機械金属加工）						
	プレス型鍛造							
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	工業製品製造業（機械金属加工）						
	コールドチャンバダイカスト							
機械加工	普通旋盤	工業製品製造業（機械金属加工）	工業製品製造業（電気電子機器組立て）	造船・船用工業（船用機械）	造船・船用工業（船用電気電子機器）	鉄道（車両製造）		
	フライス盤							
	数値制御旋盤							
	マシニングセンタ							
金属プレス加工	金属プレス	工業製品製造業（機械金属加工）		造船・船用工業（船用機械）	造船・船用工業（船用電気電子機器）	鉄道（車両製造）		
鉄工	構造物鉄工	工業製品製造業（機械金属加工）	建設（土木）	建設（建築）	造船・船用工業（造船）	造船・船用工業（船用機械）	鉄道（車両製造）	
工場板金	機械板金	工業製品製造業（機械金属加工）						
めっき	電気めっき	工業製品製造業（金属表面処理）						
	溶融亜鉛めっき							
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	工業製品製造業（金属表面処理）						
仕上げ	治工具仕上げ	工業製品製造業（機械金属加工）			工業製品製造業（電気電子機器組立て）	造船・船用工業（船用機械）	鉄道（車両製造）	
	金型仕上げ							
	機械組立仕上げ							
機械検査	機械検査	工業製品製造業（機械金属加工）			工業製品製造業（電気電子機器組立て）			
機械保全	機械系保全	工業製品製造業（機械金属加工）		工業製品製造業（電気電子機器組立て）		造船・船用工業（船用機械）	造船・船用工業（船用電気電子機器）	
電子機器組立て	電子機器組立て	工業製品製造業（電気電子機器組立て）			造船・船用工業（船用電気電子機器）		鉄道（車両製造）	
電気機器組立て	回転電機組立て	工業製品製造業（機械金属加工）			工業製品製造業（電気電子機器組立て）		造船・船用工業（船用電気電子機器）	鉄道（車両製造）
	変圧器組立て							
	配電盤・制御盤組立て							
	開閉制御器具組立て							
	回転電機巻線製作							
プリント配線板製造	プリント配線板設計	工業製品製造業（電気電子機器組立て）			造船・船用工業（船用電気電子機器）			
	プリント配線板製造							
アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜加工							
	仕上げ							
金属熱処理業	全体熱処理	工業製品製造業（機械金属加工）						
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）							
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）							

技能実習 2号移行対象職種と特定技能 1号における分野（業務区分）との関係について

職種名	作業名	分野（業務区分）						
家具製作	家具手加工							
印刷	オフセット印刷	工業製品製造業（印刷 製本）						
	グラビア印刷							
製本	製本							
プラスチック成形	圧縮成形	工業製品製造業（機械金属加工）			工業製品製造業（電気電子機器組立て）			
	射出成形							
	インフレーション成形							
	ブロー成形							
強化プラスチック成形	手積み積層成形	造船・船用工業（船用機械）	工業製品製造業（機械金属加工）		工業製品製造業（電気電子機器組立て）			
塗装	建築塗装	工業製品製造業（機械金属加工）	建設（土木）	建設（建築）	造船・船用工業（造船）	造船・船用工業（船用機械）		
	金属塗装	工業製品製造業（機械金属加工）	造船・船用工業（造船）	造船・船用工業（船用機械）	鉄道（車両製造）			
	鋼橋塗装	工業製品製造業（機械金属加工）	建設（土木）	建設（建築）	造船・船用工業（造船）	造船・船用工業（船用機械）		
	噴霧塗装	工業製品製造業（機械金属加工）	造船・船用工業（造船）	造船・船用工業（船用機械）	鉄道（車両製造）			
溶接	手溶接	工業製品製造業（機械金属加工）	建設（土木）	建設（建築）	建設（ライフライン・設備）	造船・船用工業（造船）	造船・船用工業（船用機械）	鉄道（車両製造）
	半自動溶接							
工業包装	工業包装	工業製品製造業（機械金属加工）			工業製品製造業（電気電子機器組立て）			
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	工業製品製造業（紙器・段ボール箱製造）						
	印刷箱製箱							
	貼箱製造							
	段ボール箱製造							
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形	工業製品製造業（陶磁器製品製造）						
	圧力鋳込み成形							
	パッド印刷							
自動車整備	自動車整備	自動車整備						
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング						
介護	介護	介護						
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ							
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	工業製品製造業（コンクリート製品製造）						
宿泊	接客・衛生管理	宿泊						
RPF製造	RPF製造	工業製品製造業（RPF製造）						
鉄道施設保守整備	軌道保守整備	鉄道（軌道整備）						
ゴム製品製造	成形加工							
	押し出し加工							
	混練り圧延加工							
	複合積層加工							
鉄道車両整備	走行装置検修 解ぎ装	鉄道（車両整備）						
	空気装置検修 解ぎ装							
木材加工	機械製材	木材産業（製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等）						

## 4.受入れ要件 まとめ

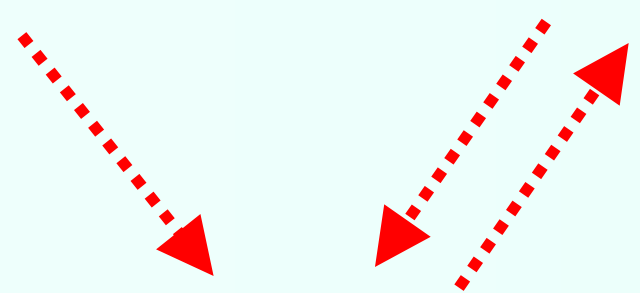


# 特定技能 受入れ要件 まとめ

登録支援機関



特定技能所属機関



特定技能所属機関に  
関する基準



1号特定技能外国人支援  
計画に関する基準



特定技能1号外国人の  
基準



特定技能雇用契約に  
関する基準

# 特定技能 受入れ要件 まとめ

## 登録支援機関



## 特定技能所属機関



特定技能所属機関  
に関する基準



1号特定技能外国人支援  
計画に関する基準



特定技能1号外国人の  
基準

- (1) 年齢基準
- (2) 健康状態が良好であること
- (3) 技能水準
- (4) 日本語能力水準
- (5) 出入国管理上の支障がないこと
- (6) 在留期間が通算して5年に達して  
いないこと
- (7) 保証金・違約金契約の禁止
- (8) 費用負担に係る合意
- (9) 本国で「特定技能」の活動に関して  
必要な手続を行っていること
- (10) 分野の特性に応じた基準に  
適合すること



# 特定技能 受入れ要件 まとめ

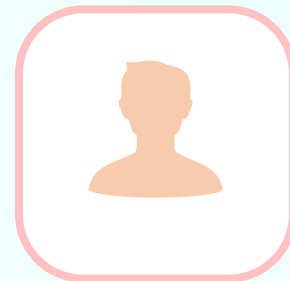
## 登録支援機関



## 特定技能所属機関



特定技能所属機関  
に関する基準



特定技能雇用契約  
に関する基準

### (1) 雇用関係に関する事項

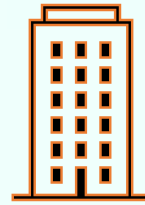
- ア 相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事させること
- イ 同一の業務に従事する通常の労働者と所定労働時間が同等であること
- ウ 同等の業務に従事する日本人の報酬の額と同等以上であること
- エ 一時帰国休暇の取得
- オ 派遣先が定まっていること
- カ 分野の特性に応じた基準

### (2) 適正な在留に資するために必要な事項

- ア 帰国担保措置を講じていること
- イ 特定技能外国人の健康状況その他の生活状況の把握のための措置
- ウ 分野の特性に応じた基準

# 特定技能 受入れ要件 まとめ

## 登録支援機関



- (1) 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準
- ア 労働、社会保険及び租税に関する法令の遵守
  - イ 非自発的離職者を発生させていないこと
  - ウ 行方不明者の発生
  - エ 欠格事由
  - オ 活動状況に関する帳簿の備え付け
  - カ 保証金関係
  - キ 支援に要した費用を特定技能外国人に負担させないこととしていること
  - ク 派遣元及び派遣先基準
  - ケ 労働者災害補償保険に係る保険関係の成立のための措置を講じていること
  - コ 特定技能雇用契約を継続して履行する体制を有していること
  - サ 特定技能外国人の報酬を指定する銀行口座等へ振り込むこととしていること
  - シ 分野の特性に応じた基準

- (2) 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るもの
- ア 支援を適正に実施するための実績に関する基準
  - イ 1号特定技能外国人が十分に理解できる言語により情報提供を行う体制を有していること
  - ウ 支援状況に関する帳簿書類の作成・保存
  - エ 支援責任者及び支援担当者が欠格事由に該当しないこと等
  - オ 1号特定技能外国人支援計画を怠ったことがないこと
  - カ 特定技能外国人及び監督をする立場にある者との定期的な面談の実施
  - キ 分野の特性に応じた基準に適合すること

## 特定技能所属機関



特定技能所属機関  
に関する基準



特定技能雇用契約  
に関する基準

# 特定技能 受入れ要件 まとめ

## 登録支援機関



1号特定技能外国人支援  
計画に関する基準

## 特定技能所属機関



特定技能所属機関  
に関する基準

- (1) 職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容及び方法に係る記載
  - ア 事前ガイダンスの提供
  - イ 出入国する際の送迎
  - ウ 適切な住居の確保に係る支援・生活に必要な契約に係る支援
  - エ 生活オリエンテーションの実施
  - オ 日本語学習の機会の提供
  - カ 相談又は苦情への対応
  - キ 日本人との交流促進に係る支援
  - ク 外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援
  - ケ 定期的な面談の実施、行政機関への通報
- (2) 登録支援機関に係る記載
- (3) 第三者への委託に係る記載
- (4) 支援責任者及び支援担当者に係る記載
- (5) 分野の特性に応じて求められる記載
- (6) 1号特定技能外国人支援計画を適切に実施することができること

四半期届出の必要書類や36協定など、  
**外国人雇用に関するマニュアル**は  
下記のユーザーマニュアルに掲載しております。  
今回のレクチャーと合わせてご確認ください。



CAT+

ホワイトペーパー

動画レクチャー

サービス紹介 Movie



Video03

サービス紹介 Movie



video02

サービス紹介 Movie



Video01

サービス紹介 Movie

サービス紹介 Movie

サービス紹介 Movie

人材不足が深刻化する中、  
特定技能制度は人材不足解消の要となる制度です。

運用開始から歴史も浅く、  
変化の多い制度ではありますが、  
上手く活用することで  
雇用の活性化を図ることが可能です。  
多様な人材が働ける環境を作っていきましょう。

引き続き潤滑な運用ができるよう、  
ご協力の程、よろしくお願いいたします。

